

『貸切バス予防整備ガイドライン』 に基づく整備管理について

東北運輸局岩手運輸支局

－ 目 次 －

1. 運送事業者（整備管理者）の責務	2
2. 貸切バス予防整備ガイドライン策定の背景	3
3. 貸切バス予防整備ガイドラインの目的と構成	5
4. 貸切バス予防整備ガイドラインに示す『交換基準事例』	6
5. 貸切バス予防整備ガイドラインに基づく『整備サイクル表』	8
6. 貸切バス予防整備ガイドラインに基づく『整備実施記録簿』	9
7. 貸切バス事業の許可申請時における整備サイクル表の提出 【参考】	10
8. まとめ	11

1. 運送事業者（整備管理者）の責務

● 旅客自動車運送事業運輸規則第四十五条（※）

（点検整備等）

第四十五条 **旅客自動車運送事業者**は、事業用自動車につき、点検整備、整備管理者の選任及び検査に関する道路運送車両法の規定に従うほか、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- 一 事業用自動車の構造及び装置並びに運行する道路の状況、走行距離等の使用の条件を考慮して、定期に行う点検の基準を作成し、これに基づいて点検し、必要な整備をすること。
- 二 前号の点検及び整備をしたときは、道路運送車両法第四十九条の規定に準じて、点検及び整備に関する記録簿に記載し、これを保存すること。

※ 貨物自動車運送事業輸送安全規則第十三条にも同じ規定有

運送事業者の責務

- 『輸送のプロ』である運送事業者には、使用する事業用自動車について、自家用自動車よりも高い安全性を求められている。
- このため、運送事業者は、道路運送車両法の規定に従うことに加え、使用する事業用自動車の構造等及び使用条件を考慮して定期的を実施する点検基準を定め、これに基づき点検・整備を行い、記録簿に記載して保存することを求めている。

2.貸切バス予防整備ガイドライン策定の背景

●策定の背景

- H28.1.15 長野県軽井沢町でスキーバス事故発生
- H28.1.22 軽井沢スキーバス事故対策検討委員会の設置
(第1回委員会(1.29)から10回にわたり議論)
- H28.6.3 『安全・安心な貸切バスの運行を実現するための総合的対策』の公表

軽井沢スキーバス事故対策検討委員会

『安全・安心な貸切バスの運行を実現するための総合的な対策』(平成28年6月3日) -抄-

基本思想

今回のような悲惨な事故を二度と起こさないという強い決意のもとに、

- 国は貸切バスの安全運行に関する遵守事項を強化し、その徹底を図ること。
- 国は貸切バス事業者のルール違反を早期に是正させるとともに、不適格者を排除すること。
- バス事業者、旅行業者は安全確保を最優先に据え、両業界等は協力・連携してルール遵守の環境整備を推進すること。

総合的な対策

(1)貸切バス事業者、運行管理者等の遵守事項の強化

- ① 運転者の技量チェックの強化
- ② 運行管理の強化
- ③ **車両整備の強化**
- ④ 事業用設備の強化
- ⑤ その他、貸切バス事業の適正化のための各種負担の強化

2.貸切バス予防整備ガイドライン策定の背景

●貸切バスの確実な点検整備の実施に関する検討会

【目的】

貸切バスの確実な点検整備の実施に関する検討会は、次の各号に掲げる事項について平成28年中に結論を得ることとして、専門的見地から検討することを目的とする。

- 一 古いバスなどの車両の状態に応じて、貸切バス事業者が予防整備（不具合発生の予防を含めた十分な整備）を行うためのガイドラインを策定する。
- 二 監査等において、上記ガイドラインに沿った貸切バス事業者の点検整備の実施を確認できるよう、記録簿の様式について見直す。

【検討会委員】

岡野 道治	日本大学理工学部 特任教授	
河合 英直	独立行政法人自動車技術総合機構	交通安全環境研究所自動車 研究部長
玉木 豊久	一般社団法人日本自動車工業会	サービス部会委員
長尾 政美	公益社団法人日本バス協会	参与
橋本 昭朗	一般社団法人日本自動車整備振興会連合会	常務理事
水野 幸治	名古屋大学工学研究科機械理工学専攻	教授 ※検討会座長
宮本 克彦	東都観光バス株式会社	代表取締役社長
(五十音順、敬称略)		

【検討会開催】

平成28年8月29日（第1回）、10月14日（第2回）、平成29年2月3日（第3回）
→平成29年3月28日（貸切バス予防整備ガイドラインの公表）

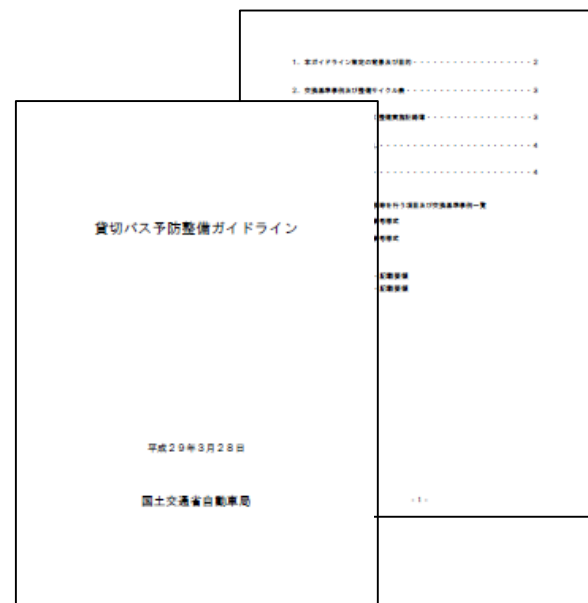
3.貸切バス予防整備ガイドラインの目的及び構成

●貸切バス予防整備ガイドラインの目的

車両の状態に応じた予防整備（不具合発生の予防も含めた十分な整備）に関し、保守管理に関する十分な知見を有し、確実な整備を行っている貸切バス事業者の整備事例を交換基準事例として示すとともに、各々のバスの使用実態等を考慮しつつ、定期交換等の基準（以下「整備サイクル表」という。）を設定する方法を示す。貸切バス事業者が本ガイドラインを参考に整備サイクル表を定め、これに基づき適切な整備を行うことを期待する。

●貸切バス予防整備ガイドラインの構成

- 交換基準事例及び整備サイクル表
- 整備サイクル表に基づく整備実施記録簿
- 整備サイクル表の見直し
- 今後の運用



●事業者選定の考え方

- 貸切バス事業者が法定点検に加え、予防整備を定期的実施するための整備サイクル表を定める上での参考となるよう、保守管理に関する十分な知見を有している貸切バス事業者が定める整備項目等の交換基準事例を示した。
- この場合の「保守管理に関する十分な知見を有している貸切バス事業者」とは、車両整備に関して過去5年間行政処分を受けていない事業者であって、公益社団法人日本バス協会から「貸切バス事業者安全性評価認定制度」の認定を受けている事業者等の中から規模、運行形態を勘案し選定。

別紙1 貸切バスの定期交換等を行う項目及び交換基準事例一覧（抜粋）

	A社	B社	C社	D社	E社	F社
運行形態 ※1	都市間中心	観光のみ	観光中心	観光のみ	観光のみ	観光のみ
保有車両数(大型)	15両	70両	60両	20両	20両	30両
(中型)	5両	2両	10両	2両	10両	2両
(小型)	-	-	2両	2両	10両	10両
平均車齢 ※2	7年	4年	7年	6年	8年	5年
年間平均走行距離 ※3	6万km	6万km	6万km	4万km	3万km	7万km
年間整備費用 ※4	250万円	200万円	150万円	100万円	150万円	250万円
交換基準項目数	49	49	35	25	16	26

※1 運行形態：各社の運行形態を以下の通り分類したもの

都市間中心：遠距離の2地点間を往復する運行が多い形態（例：スキーツアー、夜間高速ツアー）

観光中心：ある範囲内の複数の場所を巡る運行が多い形態（例：修学旅行、日帰りツアー）

観光のみ：ある範囲内の複数の場所を巡る運行のみ行っている形態（例：修学旅行、日帰りツアー）

※2 平均車齢：各社が保有する車両の平均車齢を表したもの。車齢の中央値と概ね一致する。

※3 年間平均走行距離：各社が保有する貸切バス1台が1年間に走行する距離の平均値。

※4 年間平均整備費用：各社が保有する貸切バス1台にかかる整備費用。法定点検整備、予防整備及び臨時整備にかかる全ての整備費用を含む。

●交換基準事例（制動装置の例）

別紙 1 貸切バスの定期交換等を行う項目及び交換基準事例一覧（抜粋）

装置名	項目	交換基準事例						備考
		A社	B社	C社	D社	E社	F社	
制動装置	エキスパンダー	交換またはオーバーホール	○	○	—	—	○	
		(期間)	4年	2年	—	—	2年	
		(距離)	—	—	—	—	—	
	スプリングブレーキチャンバー (ピギーバッグ) (ホイールパークチャンバー)	交換またはオーバーホール	○	○	○	—	○	
		(期間)	4年	2, 3年	6年	—	2年	
		(距離)	—	—	—	—	—	
	ブレーキブースター (エアブースター) (エアマスター)	交換またはオーバーホール	○	○	—	—	—	A社 空港車、一般車では、2年で 設定 D社 小型貸切では、4年で設定
		(期間)	2年	2年	—	—	—	
		(距離)	—	—	—	—	—	

項目欄中、

- 上段の「交換またはオーバーホール」の行は、A社からF社の6社の事業者が交換またはオーバーホールの設定をしているかどうかを示す。
- 中段の「(期間)」の行は、交換またはオーバーホールを実施する期間を示す。
- 下段の「(距離)」の行は、交換またはオーバーホールを実施する走行距離を示す。
(「(期間)」と「(距離)」のいずれか早く到達した時点で、交換またはオーバーホールを実施)

下表の状況のB社は、スプリングブレーキチャンバーについて、4年ごとに交換またはオーバーホールを実施することを規定していること示す。

	B社
運行形態 ※1	観光のみ
保有車両数(大型)	70両
(中型)	2両
(小型)	—
平均車齢 ※2	4年
年間平均走行距離 ※3	6万km
年間整備費用 ※4	200万円
交換基準項目数	49

●整備サイクル表

[整備サイクル表策定時の留意点]

(1) 整備サイクル表の交換等を行う項目

各事業者は、交換基準事例の整備項目を参考にバスの構造・装置に応じ項目を選定するとともに、定期交換等を行う項目を設定。
定期交換等を行う項目として設定しないものについては、法定点検と併せて点検整備することとなる。

(2) 整備サイクル表の交換等を行う期間・距離

各事業者は（１）で設定した整備項目について、それぞれの事業者の状況（運行形態、保有車両数、保有車両の平均車齢、年間平均走行距離、不具合の発生履歴、蓄積している整備実績等）を考慮し定期交換等の期間・距離を設定。
設定にあたっては、法定点検に加え交換等を行う期間・距離であることに注意すること。
なお、別紙１に示す年間整備費用は法定点検、予防整備及び臨時整備にかかる全ての整備費用（１台当たり）を含んでいる。

貸切バス予防整備ガイドライン 整備サイクル表参考様式・記載要領

運送事業者名
整備管理者名
対象とする車種
作成年月日

お使いの車両ごとにその構造や使用状況等が大きく異なる場合など、整備サイクル表を複数作成することもあるかと思います。「対象とする車種」欄には、お使いのどの自動車についての整備サイクル表が確認できるように記載してください。

装置名	項目	点検時 確認	交換基準 設定	交換基準		備考
				期間	距離	
エンジン	パワステオイル		○		10万km	
	パワステホース		○	4年		
	貸切バス予防整備ガイドライン別紙11に掲げられた項目を参考に、自社のバスについて定期的に交換が必要な部位について「項目」欄に記載してください。		○	1年	10万km	
			○	6年		O/H
	ステアリングベベルギヤのオイル	12ヶ月				
制動装置	エアードライヤー					貸切バス予防整備ガイドライン別紙11に掲げられた交換基準事例を参考に、「項目」欄の部位について自社の運行形態等を踏まえた交換基準を設定しその基準に応じ交換する場合は、「交換基準設定」欄に「○」を、「交換基準」欄に記載してください。 一定期間おきにオーバーホールを行うなど、交換とは別の作業をする際は「備考」欄にその旨記載してください。
	エキシビター					
	スプリングブレーキチャンバー (レギスバック)(ホイールパークチャンバー)					
	ブレーキブースター (エアースター)(エアーマスター)		○	2年		
	ホイールパーク用エアホース		○	6年		
	ホイールパークコントロールバルブ		○	6年		
	EHSスタートバルブ (ESスタートバルブ)	12ヶ月				
	ブレーキライニング		○	3年		
	リレーバルブ (クイックリリースバルブ)	12ヶ月				
	ブレーキフルード	12ヶ月				
その他	セーフティバルブ	12ヶ月				一つの項目に対し、「点検時確認」欄又は「交換基準設定」欄のどちらか一方に記載があるようにしてください。
	ABSコントロールバルブ	12ヶ月				
	ストップランプスイッチ	12ヶ月				
	ダブルチェックバルブ	12ヶ月				
	リターダーオイル	12ヶ月				
	エキシビター端部のダストブーツ	12ヶ月				
	マルチプロテクションバルブ	12ヶ月				

●整備実施記録簿

[整備実施記録簿の運用に係る留意点]

- 各事業者は、整備サイクル表に基づく整備の実施状況を記録するための整備実施記録簿の参考様式を参考に整備実施記録簿を用意し、実施状況を記録。
- 車両の適切な管理の観点から整備実施記録簿は登録を抹消するまで保管することが望まれる。

貸切バス予防整備ガイドライン 整備実施記録簿参考様式・記載要領

同じ整備サイクル表を型に整備を行う場合でも、車両毎に車齢や走行距離など状態は異なるため、この記録簿は車両1台毎に作成してください。どの車両の記録簿かわかるように登録番号等を記載してください。

運送事業者名	
整備管理者名	
登録番号	
車台番号	
車両メーカー名	
初度登録年月	

装置名	項目	点検・交換基準	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度
かし取装置	パワステオイル	交換 10万km		H30.8.23 99,432km		H32.9.4 206,789km	
	パワステホース	交換 4年				H32.9.4 206,789km	
	パワステオイルフィルター	交換 1年 10万km	H29.9.2 50,123km	H30.8.23 99,432km	H31.8.27 149,876km	H32.9.4 206,789km	H32.9.4 250,789km
	センターロッド ドラックリンク	O/H 6年					
	パワステポンプのオイル	点検					
	(注)整備サイクル表で作成した点検・交換基準を記載してください。ここでは例として、1行目「点検時確認する項目」のかし取装置を認定する項目の「かし取装置」の点検又は交換をする期間などの基準を記載しています。						
	ブレーキフルード	交換 2年			H31.8.27 149,876km		
	ブレーキバルブ	交換 3年		H30.8.23 99,432km		H32.9.4 206,789km	
	ブレーキホース	交換 4年			H31.8.27 149,876km		
	エキシテンダー	交換 4年				H32.9.4 206,789km	
制動装置	スプリングブレーキチャンバー (ピギーバック)(ホイルパークチャンバー)	交換 4年				H32.9.4 206,789km	
	ブレーキブースター (エアブースター)(エアマスター)	交換 2年		H30.8.23 99,432km		H32.9.4 206,789km	
	ホイルパーク用エアホース	交換 6年					
	ホイルパークコントロールバルブ	交換 6年					
	EHSスタートバルブ (ESスタートバルブ)	点検 12ヶ月					
	ブレーキライン	交換 3年					
	リレーバルブ (クイックリリースバルブ)	点検 12ヶ月					
	ブレーキフルード	点検 12ヶ月					
	ブレーキバルブ	点検 12ヶ月					
	ABSコントロールバルブ	点検 12ヶ月	H29.9.2 50,123km	H30.8.23 99,432km	H31.8.27 149,876km	H32.9.4 206,789km	H32.9.4 250,789km
	ストッパランプスイッチ	点検 12ヶ月	H29.9.2 50,123km	H30.8.23 99,432km	H31.8.27 149,876km	H32.9.4 206,789km	H32.9.4 250,789km
	ダブルチェックバルブ	点検 12ヶ月	H29.9.2 50,123km	H30.8.23 99,432km	H31.8.27 149,876km	H32.9.4 206,789km	H32.9.4 250,789km
	リターダーオイル	点検 12ヶ月	H29.9.2 50,123km	H30.8.23 99,432km	H31.8.27 149,876km	H32.9.4 206,789km	H32.9.4 250,789km
	エキシテンダー端部のダストブーツ	点検 12ヶ月	H29.9.2 50,123km	H30.8.23 99,432km	H31.8.27 149,876km	H32.9.4 206,789km	H32.9.4 250,789km
	マルチプロテクションバルブ	点検 12ヶ月	H29.9.2 50,123km	H30.8.23 99,432km	H31.8.27 149,876km	H32.9.4 206,789km	H32.9.4 250,789km

自社で定めた「整備サイクル表」に基づき、「項目」欄の空白について作業を行った年月日及び交換時の総走行距離を記載してください。具体的には、「整備サイクル表」で「点検時確認」とした項目については定期点検を行った年月日及び交換時の総走行距離、「整備サイクル表」で「交換基準設定」とした項目については実際に交換を行った年月日及び交換時の総走行距離を記載してください。

※必要に応じて記入欄の大きさは調整してください。

●貸切バス事業許可申請時の提出資料（抜粋）

〔基準概要〕

- 貸切バス事業許可の新規申請及び更新申請時に「安全投資計画」及び「事業収支見積書」の提出が必要。
- 「安全投資計画」の添付書面として『整備サイクル表』及び『整備実施記録簿』を求めるとともに、「事業収支見積書」には『整備サイクル表』に基づき実施する整備費用が計上されていることが必要。

【根拠】 「「一般貸切旅客自動車運動事業の許可及び事業計画変更認可申請の処理について」の細部取扱いについて」（平成14年1月31日付け、国自旅163号）

●貸切バス事業の許可基準（抜粋）

〔基準概要〕

- 『整備サイクル表』には、貸切バス予防整備ガイドラインに示す交換基準事例中の10項目について交換基準を定めていること。また、10項目以外の全ての項目については、点検基準を定めていること。
- 事業者の保有する車両の修繕費は、基準以上の費用が計上されていること。

【根拠】 「一般貸切旅客自動車運動事業の許可等における車両の点検及び整備に関する基準について」（平成29年6月7日付け、国自旅55号）

- 事業用自動車の車両故障事故や火災事故の発生は依然として多い。
- 予防整備ガイドラインに基づく整備管理手法は、貸切バス事業者を対象としたものではあるが、他のモードでも参考としていただきたい
- 繰り返しになるが、『輸送のプロ』として安全・安心な輸送を提供することは運送事業者としての責務
- 適切な車両の維持管理が、業界のイメージアップ、各社の収益アップにもつながるという意識を持って、業務に当たっていただきたい。